

奈良市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前								
<p>○基本計画の名称：奈良市中心市街地活性化基本計画 ○作成主体：奈良県奈良市 ○計画期間：平成 20 年 4 月から <u>平成 26 年 3 月まで</u></p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1] ～ [6] 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 [1] ～ [3] 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1] 略 [2] 目標年次の考え方 本計画の計画期間は、平成 20 年 4 月から、事業の効果が現れると見込まれる <u>平成 26 年 3 月までとし、その最終年度である平成 25 年度を目標年次とする。</u> [3] 略 [4] 具体的な目標の考え方 目標 1：「訪れたいまち」の数値目標 I 中心市街地内文化・観光施設 7 施設の年間入込客数 中略</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現状値 (H18)</th> <th style="text-align: center;">目標値 <u>(H25)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">246,576 人</td> <td style="text-align: center;">291,720 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ならまち振興館、ならまち格子の家、名勝大乘院庭園文化館、杉岡華邨書道美術館、なら工芸館、なら奈良館及び(仮称)奈良町劇場の合計値。</p> <div style="text-align: center;"> <p>中心市街地内文化・観光施設 7 施設の年間入込客数の目標値</p> <p>(人)</p> <p>225,785 (H14) 211,328 (H15) 214,573 (H16) 218,140 (H17) 246,576 (H18) 目標値 <u>(H25)</u> 291,720 人</p> <p>H 25</p> </div> <p>中略</p>	現状値 (H18)	目標値 <u>(H25)</u>	246,576 人	291,720 人	<p>○基本計画の名称：奈良市中心市街地活性化基本計画 ○作成主体：奈良県奈良市 ○計画期間：平成 20 年 4 月から <u>平成 25 年 3 月まで (5 年 1 ヶ月)</u></p> <p>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [1] ～ [6] 略</p> <p>2. 中心市街地の位置及び区域 [1] ～ [3] 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1] 略 [2] 目標年次の考え方 本計画の計画期間は、平成 20 年 4 月から、事業の効果が現れると見込まれる <u>平成 25 年 3 月までの概ね 5 年とし、その最終年度である平成 24 年度を目標年次とする。</u> [3] 略 [4] 具体的な目標の考え方 目標 1：「訪れたいまち」の数値目標 I 中心市街地内文化・観光施設 7 施設の年間入込客数 中略</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現状値 (H18)</th> <th style="text-align: center;">目標値 <u>(H24)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">246,576 人</td> <td style="text-align: center;">291,720 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ならまち振興館、ならまち格子の家、名勝大乘院庭園文化館、杉岡華邨書道美術館、なら工芸館、なら奈良館及び(仮称)奈良町劇場の合計値。</p> <div style="text-align: center;"> <p>中心市街地内文化・観光施設 7 施設の年間入込客数の目標値</p> <p>(人)</p> <p>225,785 (H14) 211,328 (H15) 214,573 (H16) 218,140 (H17) 246,576 (H18) 目標値 <u>(H24)</u> 291,720 人</p> <p>H 24</p> </div> <p>中略</p>	現状値 (H18)	目標値 <u>(H24)</u>	246,576 人	291,720 人
現状値 (H18)	目標値 <u>(H25)</u>								
246,576 人	291,720 人								
現状値 (H18)	目標値 <u>(H24)</u>								
246,576 人	291,720 人								

II 数値指標の設定の考え方

○文化・観光施設の年間入込客数の推移
略

(1) ～ (2) 略

(3) イベントなどで訪れた観光客を誘導する取り組み等その他総合的な観光の取り組みによる効果

1) 「はじまりは正倉院展」スタンプラリーによる押し上げ効果

平成 19 年に参加者対象に行ったアンケートによると、42%の人がならまちを歩いている。

平成 19 年には 6,700 人が抽選を行ったこのイベントであるが、内容の拡充、PR のさらなる充実により、毎年 10% の参加者増加により 平成 25 年には 1 万人が参加すると想定し、1 人あたり 2 施設 (※) を訪れると仮定すると、

$$10,000 \text{ 人} \times 42\% \times 2 = \underline{8,400 \text{ 人}}$$

※このイベントでならまちを訪れるコースは散策・見学で約 2 時間を目安としている。2 時間でゆっくり散策し、じっくり見学するには 2 施設が妥当である。

2) なら燈花会による押し上げ効果

平成 18 年 8 月の合計入場者数は 18,507 人であった。

約 70 万人が訪れるなら燈花会の期間中には開館時間の延長などで集客を図っており、平成 25 年には 8 月の入込客数が 10% 増加すると仮定すると、

$$18,507 \text{ 人} \times 10\% \div 2 = \underline{1,850 \text{ 人}}$$

(4) 平成 25 年の目標値

平成 25 年の目標値は、平成 18 年の現状値に (1) ～ (3) を加算したものであるため、

$$246,576 + 14,794 + 20,100 + 8,400 + 1,850 = 291,720 \text{ 人}$$

なお、計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ変更されましたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。

III 略

目標 2 : 「歩きたくなるまち」の数値目標

I 中心市街地内 9 地点の歩行者・自転車通行量 (休日)

中略

現状値 (H17)	目標値 (H25)
84,993 人	91,230 人

※奈良市中心市街地の休日の値。

II 数値指標の設定の考え方

○文化・観光施設の年間入込客数の推移
略

(1) ～ (2) 略

(3) イベントなどで訪れた観光客を誘導する取り組み等その他総合的な観光の取り組みによる効果

1) 「はじまりは正倉院展」スタンプラリーによる押し上げ効果

平成 19 年に参加者対象に行ったアンケートによると、42%の人がならまちを歩いている。

平成 19 年には 6,700 人が抽選を行ったこのイベントであるが、内容の拡充、PR のさらなる充実により、毎年 10% の参加者増加により 平成 24 年には 1 万人が参加すると想定し、1 人あたり 2 施設 (※) を訪れると仮定すると、

$$10,000 \text{ 人} \times 42\% \times 2 = \underline{8,400 \text{ 人}}$$

※このイベントでならまちを訪れるコースは散策・見学で約 2 時間を目安としている。2 時間でゆっくり散策し、じっくり見学するには 2 施設が妥当である。

2) なら燈花会による押し上げ効果

平成 18 年 8 月の合計入場者数は 18,507 人であった。

約 70 万人が訪れるなら燈花会の期間中には開館時間の延長などで集客を図っており、平成 24 年には 8 月の入込客数が 10% 増加すると仮定すると、

$$18,507 \text{ 人} \times 10\% \div 2 = \underline{1,850 \text{ 人}}$$

(4) 平成 24 年の目標値

平成 24 年の目標値は、平成 18 年の現状値に (1) ～ (3) を加算したものであるため、

$$246,576 + 14,794 + 20,100 + 8,400 + 1,850 = 291,720 \text{ 人}$$

III 略

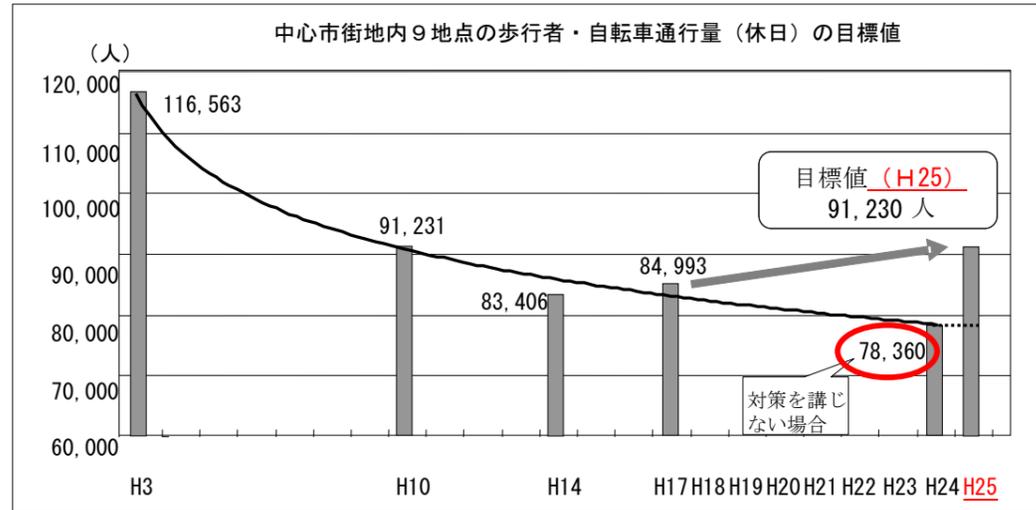
2 : 「歩きたくなるまち」の数値目標

I 中心市街地内 9 地点の歩行者・自転車通行量 (休日)

中略

現状値 (H17)	目標値 (H24)
84,993 人	91,230 人

※奈良市中心市街地の休日の値。



II 数値指標の設定の考え方

(1) 略

(2) 文化施設・観光施設入込客数増による効果：1,455人

本計画では、平成25年の文化施設・観光施設の入込客数を平成17年と比較して73,580人増とすることを目標に掲げている。1日あたりでは、73,580人÷365日≒202人であり、このうち、80%が各調査ポイントを回遊すると想定し、

202人×80%×9地点≒1,455人の通行量増加を見込む。

(3) 略

(4) 平成25年の目標値

平成25年の目標値は、平成17年の現状値に(1)～(3)を加算したものであるため、

84,993+4,213+1,455+567≒91,230人

なお、計画の終期は当初設定していた平成25年3月から平成26年3月へ変更されましたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。

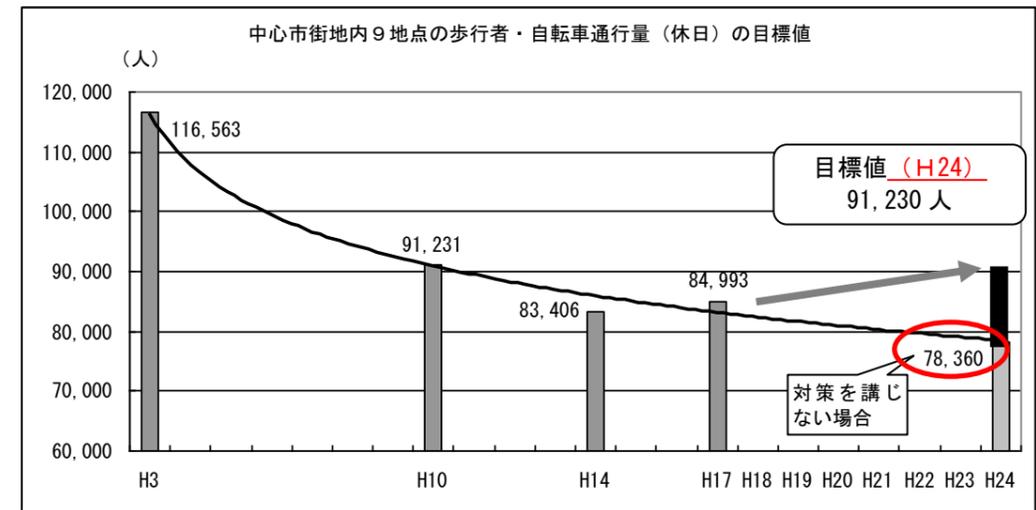
III 略

目標3：「活力のあるまち」の数値目標

I 小売業年間商品販売額

中略

現状値 (H18)	目標値 (H25)
435 億円	466 億円



II 数値指標の設定の考え方

(1) 略

(2) 文化施設・観光施設入込客数増による効果：1,455人

本計画では、平成24年の文化施設・観光施設の入込客数を平成17年と比較して73,580人増とすることを目標に掲げている。1日あたりでは、73,580人÷365日≒202人であり、このうち、80%が各調査ポイントを回遊すると想定し、

202人×80%×9地点≒1,455人の通行量増加を見込む。

(3) 略

(4) 平成24年の目標値

平成24年の目標値は、平成17年の現状値に(1)～(3)を加算したものであるため、

84,993+4,213+1,455+567≒91,230人

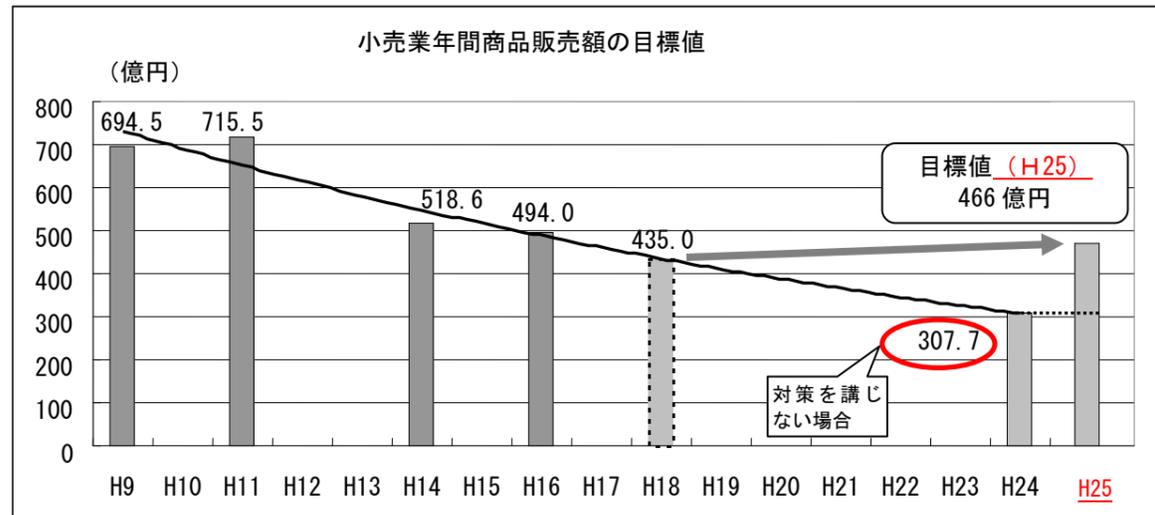
III 略

目標3：「活力のあるまち」の数値目標

I 小売業年間商品販売額

中略

現状値 (H18)	目標値 (H24)
435 億円	466 億円



II 数値指標の設定の考え方

- (1) ~ (2) 略
- (3) 一店逸品づくり研究事業による効果

小西通商店街振興組合で進められている一店逸品づくり研究事業であるが、平成 25 年には研究を踏まえた事業展開を行っているため、この効果により、小西町の小売業年間商品販売額が平成 16 年比 3%増加すると想定すると、

$$60 \text{ 億 } 7,686 \text{ 万円} \times 3\% \approx \underline{1 \text{ 億 } 8,230 \text{ 万円}}$$

- (4) 略
- (5) 平成 25 年の目標値

平成 25 年の目標値は、平成 18 年の小売業年間商品販売額推測値に (1) ~ (4) による効果を加算したものであるため、

$$435 \text{ 億円} + 7 \text{ 億 } 8,954 \text{ 万円} + 8 \text{ 億 } 5,693 \text{ 万円} + 1 \text{ 億 } 8,230 \text{ 万円} + 13 \text{ 億円} \approx 466 \text{ 億円}$$

なお、計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ変更されましたが、これに伴う推計値・事業効果の増減は考慮せず、目標値は据え置くものとします。

III フォローアップの考え方

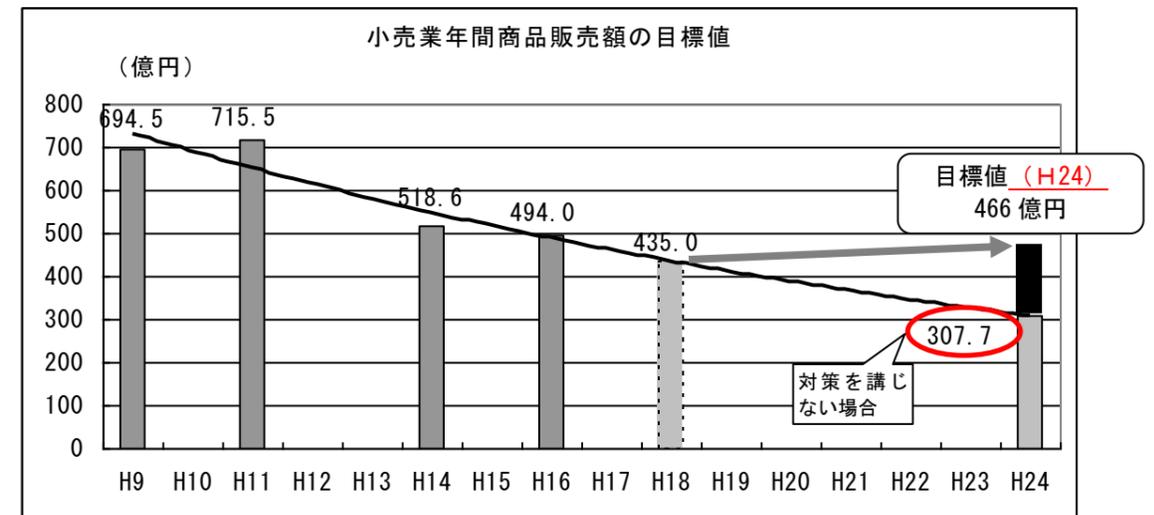
現状値については、平成 16 年商業統計調査をもとに推計で設定しているため、平成 20 年に公表予定である平成 19 年商業統計調査の実績値により検証を行うこととする。

計画期間の中間年である平成 22 年には、中心市街地内の小売店舗を対象に奈良市独自に商業統計と同様の調査を実施し、目標の進捗状況を検証する。検証にあたっては、目標数値の妥当性、既存事業の改善及び新規事業の必要性等について検討を行うものとする。

なお、最終年度である平成 25 年度の目標数値においては、経済センサス調査が同年に実施されないことから、平成 22 年と同様に市独自で調査を実施し、目標値を達成できたかどうか、評価を行うこととする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略



II 数値指標の設定の考え方

- (1) ~ (2) 略
- (3) 一店逸品づくり研究事業による効果

小西通商店街振興組合で進められている一店逸品づくり研究事業であるが、平成 24 年には研究を踏まえた事業展開を行っているため、この効果により、小西町の小売業年間商品販売額が平成 16 年比 3%増加すると想定すると、

$$60 \text{ 億 } 7,686 \text{ 万円} \times 3\% \approx \underline{1 \text{ 億 } 8,230 \text{ 万円}}$$

- (4) 略
- (5) 平成 24 年の目標値

平成 24 年の目標値は、平成 18 年の小売業年間商品販売額推測値に (1) ~ (4) による効果を加算したものであるため、

$$435 \text{ 億円} + 7 \text{ 億 } 8,954 \text{ 万円} + 8 \text{ 億 } 5,693 \text{ 万円} + 1 \text{ 億 } 8,230 \text{ 万円} + 13 \text{ 億円} \approx 466 \text{ 億円}$$

III フォローアップの考え方

現状値については、平成 16 年商業統計調査をもとに推計で設定しているため、平成 20 年に公表予定である平成 19 年商業統計調査の実績値により検証を行うこととする。

計画期間の中間年である平成 22 年には、中心市街地内の小売店舗を対象に奈良市独自に商業統計と同様の調査を実施し、目標の進捗状況を検証する。検証にあたっては、目標数値の妥当性、既存事業の改善及び新規事業の必要性等について検討を行うものとする。

なお、最終年度である平成 24 年度の目標数値においては、経済センサス調査が同年に実施されないことから、平成 22 年と同様に市独自で調査を実施し、目標値を達成できたかどうか、評価を行うこととする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ~ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：JR 奈良駅付近連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：大和都市計画道路事業 7.4.100号 三条線 (上三条工区) 事業内容：シンボルロードの現道拡幅と歩行環境の整備 実施時期：平成8年度～ <u>平成25年度</u>	奈良市	J R奈良駅前から春日大社の鳥居前までの商業地域を東西に横断する三条通りはシンボルロードであり、荷さばき場、駐輪場、植栽等の整備及び歩道の拡幅・整備による交通環境の向上により、楽しく安心して歩けるような整備を行うことは、「歩きたくなるまち」の目標達成に必要である。 (整備概要) 事業認可区間 上三条町～下三条町地内 計画延長 L=165.7m 計画幅員 W= 16.0m 車線数 1車線	支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金 <u>(道路事業(街路))</u> 実施時期 平成8年度～ <u>平成25年度</u>	
事業名：大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業三.三.四号奈良橿原線 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：(仮称)JR 奈良駅東口駅前広場整備事業 事業内容：J R奈良駅東口駅前広場整備 実施時期：平成22年度～ <u>平成25年度</u>	奈良市	J R奈良駅は、近鉄奈良駅とともに、中心市街地の玄関口であり、J R奈良駅付近は鉄道連続立体交差化の事業が進められている。 しかし、現状では歩行者とバス乗降客の動線が交錯し、スムーズな移動を阻害している。このため、駅前広場の整備により、適切に動線を分離し、スムーズな移動を可能とし、利便性を向上させることは「歩きたくなるまち」の目標達成に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期 平成24年度～ <u>平成25年度</u>	
事業名：大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)	奈良市	J R奈良駅前から春日大社の鳥居前までの商業地域を東西に横断する三条通りはシンボルロ	支援措置の内容 社会資本整備	

[2] 具体的事業の内容

(1) ~ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：JR 奈良駅付近連続立体交差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：大和都市計画道路事業 7.4.100号 三条線 (上三条工区) 事業内容：シンボルロードの現道拡幅と歩行環境の整備 実施時期：平成8年度～ <u>平成24年度</u>	奈良市	J R奈良駅前から春日大社の鳥居前までの商業地域を東西に横断する三条通りはシンボルロードであり、荷さばき場、駐輪場、植栽等の整備及び歩道の拡幅・整備による交通環境の向上により、楽しく安心して歩けるような整備を行うことは、「歩きたくなるまち」の目標達成に必要である。 (整備概要) 事業認可区間 上三条町～下三条町地内 計画延長 L=165.7m 計画幅員 W= 16.0m 車線数 1車線	支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金 <u>(地域活力基盤創造計画)</u> 実施時期 平成8年度～ <u>平成24年度</u>	
事業名：大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業三.三.四号奈良橿原線 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：(仮称)JR 奈良駅東口駅前広場整備事業 事業内容：J R奈良駅東口駅前広場整備 実施時期：平成22年度～	奈良市	J R奈良駅は、近鉄奈良駅とともに、中心市街地の玄関口であり、J R奈良駅付近は鉄道連続立体交差化の事業が進められている。 しかし、現状では歩行者とバス乗降客の動線が交錯し、スムーズな移動を阻害している。このため、駅前広場の整備により、適切に動線を分離し、スムーズな移動を可能とし、利便性を向上させることは「歩きたくなるまち」の目標達成に必要である。	支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期 平成24年度～	
事業名：大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)	奈良市	J R奈良駅前から春日大社の鳥居前までの商業地域を東西に横断する三条通りはシンボルロ	支援措置の内容 社会資本整備	

<p>道路事業 7・4・100 三条線</p> <p>事業内容: シンボルロードの現道拡幅と歩行環境の整備</p> <p>実施時期: 平成 19 年度～ <u>平成 26 年度</u></p>		<p>ードであり、荷さばき場、駐輪場、植栽等の整備及び歩道の拡幅・整備による交通環境の向上により、楽しく安心して歩けるような整備を行うことは、「歩きたくなるまち」の目標達成に必要なである。</p> <p>〈整備概要〉 事業認可区間 下三条町地内 計画延長 L=<u>317m</u> 計画幅員 W= 16m 車線数 1車線</p>	<p>総合交付金 <u>(道路事業(街路))</u></p> <p>実施時期 平成 21 年度～ <u>平成 25 年度</u></p>	
<p>事業名: 奈良市都市景観形成地区建造物保存事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p><u>事業名: 奈良市景観修景助成事業</u></p> <p><u>事業内容: 重点地区内の建築物、工作物、屋外広告物等の修景工事に対する助成</u></p> <p><u>実施時期: 平成 22 年度～</u></p>	奈良市	<p><u>中心市街地区域内の景観形成重点地区内にある既存建築物、工作物、屋外広告物等の修景工事に対し補助金を交付し、景観形成を促進することは、「訪れたいなるまち」の目標達成に必要なである。</u></p>	<p><u>支援措置の内容</u> <u>社会資本整備</u> <u>総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)</u></p> <p><u>実施時期</u> <u>平成 25 年度～</u></p>	
<p>事業名: 良好な歩行者空間整備 (地域創造支援事業)</p> <p>事業内容: 可動式ポラード設置、景観島施設、奈良の観光をイメージした照明施設の設置</p> <p>実施時期: 平成 23 年度～ <u>平成 26 年度</u></p>	奈良市	<p>J R奈良駅前から春日大社の鳥居前までの商業地域を東西に横断する三条通りはシンボルロードであり、平時とイベント時の道路の使い方に応じて位置が変更できる可動式ポラードの設置など、楽しく安心して歩けるような整備を行うことは、「歩きたくなるまち」の目標達成に必要なである。</p>	<p>支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金(地域活力基盤創造計画)</p> <p>実施時期 平成 23 年度～ <u>平成 25 年度</u></p>	

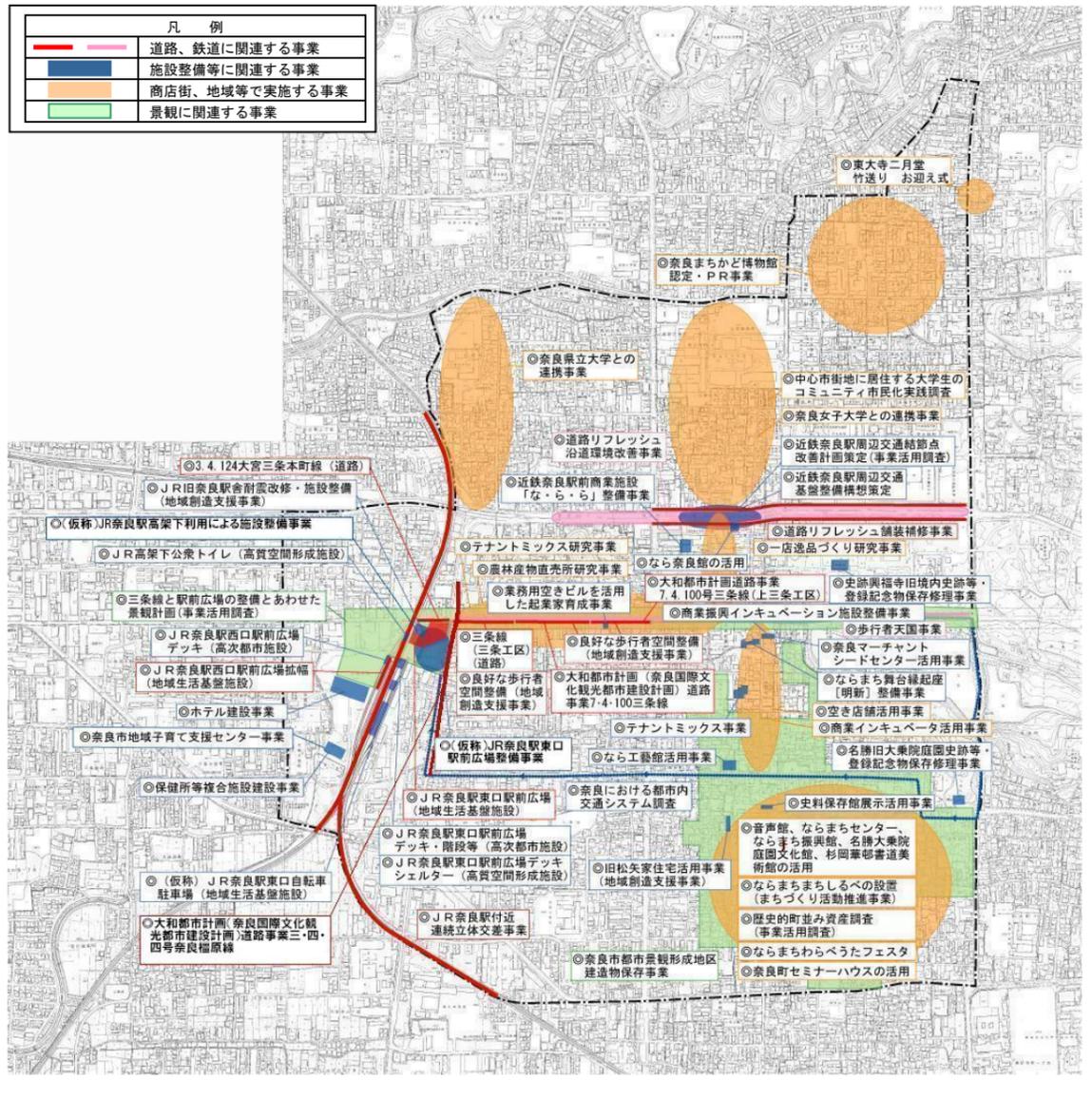
(3) ~ (4) 略

<p>道路事業 7・4・100 三条線</p> <p>事業内容: シンボルロードの現道拡幅と歩行環境の整備</p> <p>実施時期: 平成 19 年度～</p>		<p>ードであり、荷さばき場、駐輪場、植栽等の整備及び歩道の拡幅・整備による交通環境の向上により、楽しく安心して歩けるような整備を行うことは、「歩きたくなるまち」の目標達成に必要なである。</p> <p>〈整備概要〉 事業認可区間 下三条町地内 計画延長 L=<u>167m</u> 計画幅員 W= 16m 車線数 1車線</p>	<p>総合交付金 <u>(地域活力基盤創造計画)</u></p> <p>実施時期 平成 21 年度～</p>	
<p>事業名: 奈良市都市景観形成地区建造物保存事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>新規追加</p>				
<p>事業名: 良好な歩行者空間整備 (地域創造支援事業)</p> <p>事業内容: 可動式ポラード設置、景観島施設、奈良の観光をイメージした照明施設の設置</p> <p>実施時期: 平成 23 年度～</p>	奈良市	<p>J R奈良駅前から春日大社の鳥居前までの商業地域を東西に横断する三条通りはシンボルロードであり、平時とイベント時の道路の使い方に応じて位置が変更できる可動式ポラードの設置など、楽しく安心して歩けるような整備を行うことは、「歩きたくなるまち」の目標達成に必要なである。</p>	<p>支援措置の内容 社会資本整備 総合交付金(地域活力基盤創造計画)</p> <p>実施時期 平成 23 年度～</p>	

(3) ~ (4) 略

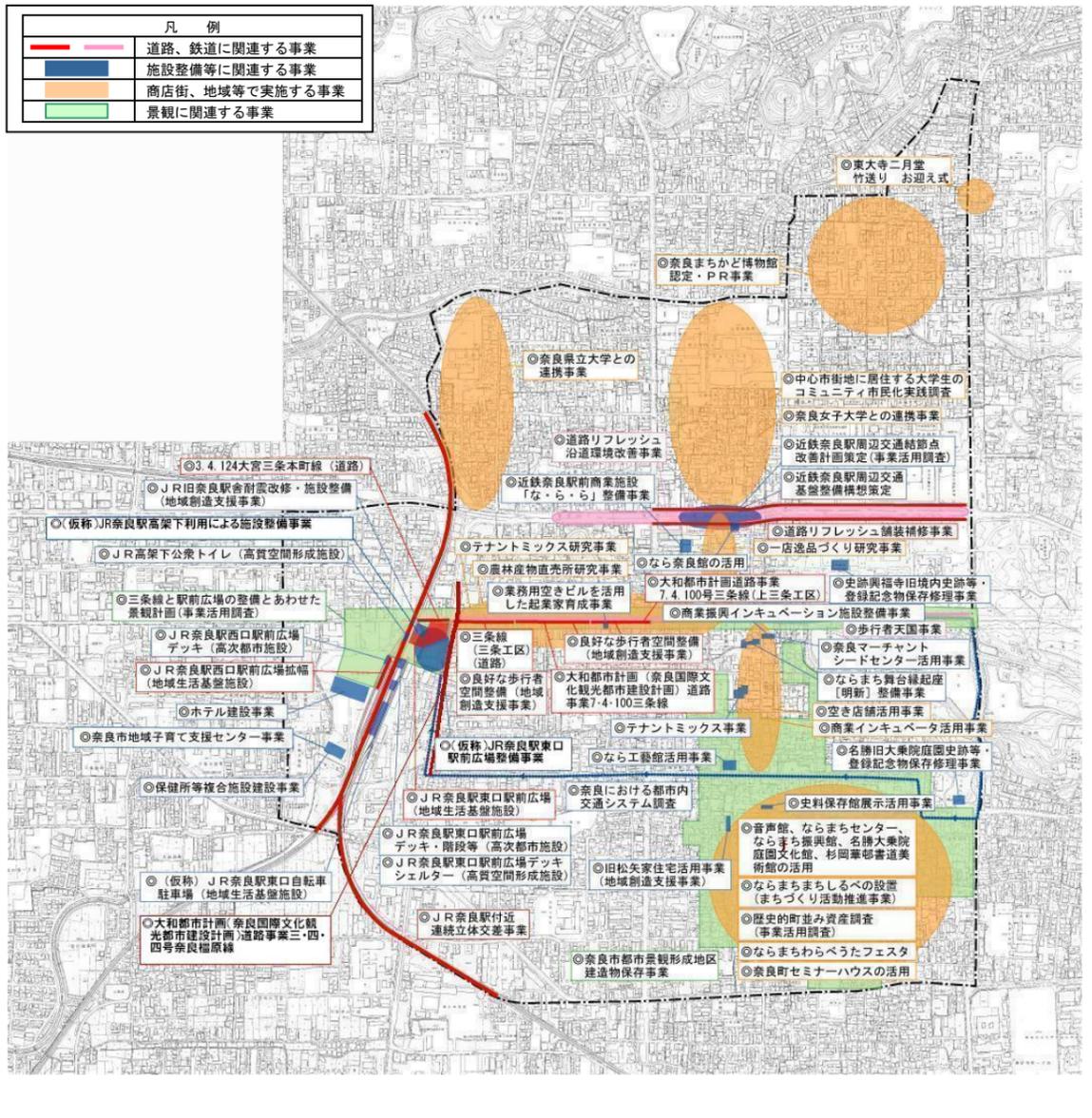
◇4から8までに掲げる事業および措置の実施箇所

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 区域内で実施する実施場所が特定されない事業 観光案内板・道標設置事業 放置自転車への駐輪指導事業 駐輪場管理運営事業 駐輪場整備事業 コンベンション誘致事業 奈良市文化財保存事業 中心市街地での屋外広告物規制、ちらし・裏り規制 中心市街地でのポイ捨て防止啓発事業 中心市街地での路上喫煙防止啓発事業 街なか住宅窓で薪え和紙事業 正倉院展覧会スタンプラリーイベント「はじまりは正倉院展」事業 中心市街地活性化事業【コンセンサス形成事業】 「ならブランド」創出事業 人材育成事業 商店街女性会への対応 セーフティステーション事業 | <ul style="list-style-type: none"> 「なら定期イベント」実施事業 「なら桜花会」推進事業 「けしき祭り」推進事業 平城遷都1300年記念事業タイアップイベント事業 平城遷都1300年記念事業ネットワーク事業 平城遷都1300年記念事業などへのイベント参加事業 「奈良お買物観光マップ」作成事業 「奈良観光ボランティアガイド」育成事業 観光案内所の充実事業 観光総合案内ネットワーク構築事業 観光産業従事者の接客マナー向上事業 奈良まほろばりムリエ推進事業 現代的教育ニーズ対応支援プログラム 中心市街地活性化協議会アドバイザー派遣事業 「お客様おもてなし運動」推進事業 パークアンドライド事業 奈良市景観修景助成事業 |
|--|---|



◇4から8までに掲げる事業および措置の実施箇所

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 区域内で実施する実施場所が特定されない事業 観光案内板・道標設置事業 放置自転車への駐輪指導事業 駐輪場管理運営事業 駐輪場整備事業 コンベンション誘致事業 奈良市文化財保存事業 中心市街地での屋外広告物規制、ちらし・裏り規制 中心市街地でのポイ捨て防止啓発事業 中心市街地での路上喫煙防止啓発事業 街なか住宅窓で薪え和紙事業 正倉院展覧会スタンプラリーイベント「はじまりは正倉院展」事業 中心市街地活性化事業【コンセンサス形成事業】 「ならブランド」創出事業 人材育成事業 商店街女性会への対応 セーフティステーション事業 | <ul style="list-style-type: none"> 「なら定期イベント」実施事業 「なら桜花会」推進事業 「けしき祭り」推進事業 平城遷都1300年記念事業タイアップイベント事業 平城遷都1300年記念事業ネットワーク事業 平城遷都1300年記念事業などへのイベント参加事業 「奈良お買物観光マップ」作成事業 「奈良観光ボランティアガイド」育成事業 観光案内所の充実事業 観光総合案内ネットワーク構築事業 観光産業従事者の接客マナー向上事業 奈良まほろばりムリエ推進事業 現代的教育ニーズ対応支援プログラム 中心市街地活性化協議会アドバイザー派遣事業 「お客様おもてなし運動」推進事業 パークアンドライド事業 |
|--|---|



- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
略
- 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
略
- 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
略
- 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略
- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
略
- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略
- 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明	対応するページ
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [6]中心市街地活性化の方針 参照	P57 ～ P58
	認定の手続	9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項 参照	P121 ～ P123
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 参照	P59 ～ P65
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照	P118 ～ P127
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照	P128 ～ P130
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照	P131 ～ P135

- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
略
- 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
略
- 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項
略
- 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略
- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
略
- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略
- 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明	対応するページ
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [6]中心市街地活性化の方針 参照	P57 ～ P58
	認定の手続	9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項 参照	P120 ～ P123
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 参照	P59 ～ P65
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照	P117 ～ P126
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照	P127 ～ P129
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照	P130 ～ P135

第2号基準 基本計画の実 施が中心市街 地の活性化の 実現に相当程 度寄与するも のであると認 められること	目標を達成するために必要な4 から8までの事業等が記載され ていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開 発事業、道路、公園、駐車場等の公 共の用に供する施設の整備その他 の市街地の整備改善のための事業 に関する事項 ～ 8. 4から7ま でに掲げる事業及び措置と一体的 に推進する事業に関する事項 参 照	P78 ～ P116
	基本計画の実施が設定目標の達 成に相当程度寄与するものであ ることが合理的に説明されてい ること	3. 中心市街地の活性化の目標 参 照	P66 ～ P77
第3号基準 基本計画が円 滑かつ確実に 実施されると 見込まれるも のであること	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込みが 高いこと	4から8までの全ての事業等に実 施主体を記載している。	P78 ～ P116
	事業の実施スケジュールが明確 であること	4から8までのすべての事業等は、 計画期間の平成25年度までに完了 もしくは着手できる見込みである。	P78 ～ P117

第2号基準 基本計画の実 施が中心市街 地の活性化の 実現に相当程 度寄与するも のであると認 められること	目標を達成するために必要な4 から8までの事業等が記載され ていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開 発事業、道路、公園、駐車場等の公 共の用に供する施設の整備その他 の市街地の整備改善のための事業 に関する事項 ～ 8. 4から7ま でに掲げる事業及び措置と一体的 に推進する事業に関する事項 参 照	P78 ～ P116
	基本計画の実施が設定目標の達 成に相当程度寄与するものであ ることが合理的に説明されてい ること	3. 中心市街地の活性化の目標 参 照	P66 ～ P77
第3号基準 基本計画が円 滑かつ確実に 実施されると 見込まれるも のであること	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込みが 高いこと	4から8までの全ての事業等に実 施主体を記載している。	P78 ～ P116
	事業の実施スケジュールが明確 であること	4から8までのすべての事業等は、 計画期間の平成24年度までに完了 もしくは着手できる見込みである。	P78 ～ P117